

「平成31（2019）年オール兵庫コンテスト規約」

1、開催日時（JST）

平成31（2019）年1月4日（金） 09時00分から21時00分まで

2、参加資格(部門別)

- (1) 兵庫県内局・・・兵庫県内で運用するアマチュア無線局
- (2) 兵庫県外局・・・兵庫県外（海外からの参加も含む）で運用するアマチュア無線局
- (3) SWL

(ご注意)：行事等の開催に伴い、臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局、及び国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うために臨時に開設するアマチュア局（8 J又は8 Nのプリフィックスで始まる局）は、エントリーされてもチェックログとして処理します。

3、使用周波数帯

次表の周波数帯及び、1200MHz帯のアマチュアバンドとする。なお、1200MHz帯の周波数は、「アマチュアバンド使用区分」によるものとする。

周波数帯	電 信	電 話
1.9MHz	1.9075 - 1.9125	*****
3.5MHz	3.510 - 3.530	SSB/AM 3.535 - 3.570
7MHz	7.010 - 7.040	SSB/AM 7.060 - 7.140
14MHz	14.050 - 14.080	SSB/AM 14.250 - 14.300
21MHz	21.050 - 21.080	SSB/AM 21.350 - 21.450
28MHz	28.050 - 28.080	SSB/AM 28.600 - 28.850
		FM 29.200 - 29.300
50MHz	50.250 - 50.300	SSB/AM 50.300 - 51.000
		FM 51.000 - 52.000
144MHz	144.050 - 144.090	SSB/AM 144.250 - 144.500
		FM 144.750 - 145.600
430MHz	430.050 - 430.090	SSB/AM 430.250 - 430.700
		FM 432.100 - 434.000

4、参加部門

兵 庫 県 内 局		コードナンバー	兵 庫 県 外 局		コードナンバー	
電 信	シ	マルチバンド	I-CS-ALL	シ	HFマルチバンド	O-CS-HF
		VUマルチバンド	I-CS-VU		VUマルチバンド	O-CS-VU
	ン	1.9 MHz	I-CS-1.9	ン	1.9 MHz	O-CS-1.9
		3.5 MHz	I-CS-3.5		3.5 MHz	O-CS-3.5
	グ	7 MHz	I-CS-7	グ	7 MHz	O-CS-7
		14 MHz	I-CS-14		14 MHz	O-CS-14
	ル	21 MHz	I-CS-21	ル	21 MHz	O-CS-21
		28 MHz	I-CS-28		28 MHz	O-CS-28
	オ	50 MHz	I-CS-50	オ	50 MHz	O-CS-50
		144 MHz	I-CS-144		144 MHz	O-CS-144
電 信 ・ 電 話	ペ	430 MHz	I-CS-430	ペ	430 MHz	O-CS-430
		1200 MHz	I-CS-1200		1200 MHz	O-CS-1200
		マルチオペ マルチバンド	I-CM-ALL		マルチオペ マルチバンド	O-CM-ALL
	シ	マルチバンド	I-MS-ALL	シ	HFマルチバンド	O-MS-HF
		VUマルチバンド	I-MS-VU		VUマルチバンド	O-MS-VU
	ン	3.5 MHz	I-MS-3.5	ン	3.5 MHz	O-MS-3.5
		7 MHz	I-MS-7		7 MHz	O-MS-7
	グ	14 MHz	I-MS-14	グ	14 MHz	O-MS-14
		21 MHz	I-MS-21		21 MHz	O-MS-21
	ル	28 MHz	I-MS-28	ル	28 MHz	O-MS-28
電 信 ・ 電 話	オ	50 MHz	I-MS-50	オ	50 MHz	O-MS-50
		144 MHz	I-MS-144		144 MHz	O-MS-144
		430 MHz	I-MS-430		430 MHz	O-MS-430
	ペ	1200 MHz	I-MS-1200	ペ	1200 MHz	O-MS-1200
		Q R P 部門	I-MS-QRP		Q R P 部門	O-MS-QRP
		マルチオペ マルチバンド	I-MM-ALL		マルチオペ マルチバンド	O-MM-ALL
	SWL	マルチバンド	I-MS-SWL	SWL	マルチバンド	O-MS-SWL

- 注1) 電信・電話部門は「電信及び電話」または「電話のみ」の交信によるものとする
- 注2) シングルオペ部門のゲストオペレーターによる運用は認めない。この場合は、マルチオペ部門にエントリーする。
- 注3) HFマルチバンド部門は、30MHz未満、VUのマルチバンド部門は、30MHz以上の使用周波数帯に限る。
- 注4) QRP部門は空中線電力5W以下で、電信及び電話を使用して交信する。全バンド使用可とする。
- 注5) ゲストオペレーター（補助行為を含む）として運用を行った者は、自己のコールサインによる運用は認めない。
- 注6) 運用者が複数の局は、交信毎にログに運用者を記入すること。
- 注7) 使用周波数帯の重ならない部門での2部門参加を認める。
例、HFマルチバンドと144MHzシングルバンド、7MHzシングルバンドと21MHzシングルバンド等の2部門参加は可
HFマルチバンド部門とHF帯各シングルバンドの2部門参加は両部門ともに失格とする。

5、交信方法

- (1) 呼び出し
県内局・・・<電信> CQ TEST <電話> CQ オール兵庫コンテスト
県外局・・・<電信> CQ HG TEST <電話> CQ オール兵庫コンテスト
注意 呼び出し時に運用地点を入れるなどして県内局と県外局が区別出来るように配慮して下さい。
- (2) 交信（SWLは受信）の相手局
県内局・・・全ての局 県外局・・・兵庫県内で運用する局に限る SWL・・・兵庫県内で運用する局に限る

6、コンテストナンバーの交換

- (1) 県内局・・・RS(T)+JARL制定の市市区ナンバー
- (2) 県外局・・・RS(T)+JARL制定の都府県・地域等のナンバー
- (3) 海外局・・・RS(T)のみ

7、交信上の禁止事項

- (1) クロスバンドによる交信。(2) レピーターを用いての交信。(3) マルチオペ局の同一バンド内での2波以上の電波の同時発射。
- (4) シングルオペ局の2波以上の電波の同時発射。(5) 同一部門での運用場所の変更。(6) 使用周波数帯からの逸脱。

8、得点及びマルチプライヤー

- (1) 得点
第6項に定めるコンテストナンバーの交換が完全に行なわれた交信(SWLは受信)を1点とする。但し、同一バンドにおける重複交信は、1交信を除き、電波型式が異なっても得点としない。また、県外局(海外局を含む)同士の交信は無効とする。
- (2) マルチプライヤー
県内局・・・各バンドで交信した異なる都府県・地域等の数及び兵庫県内の異なる市市区の数の和(海外局との交信はマルチとしない)
県外局・・・各バンドで交信した異なる兵庫県内の市市区の数の和
SWL・・・各バンドで受信した異なる兵庫県内の市市区の数の和
(注意：区は神戸市に限り有効とし、神戸市(2701)だけのカウントは無効)

9、総得点の計算方法

- (1) マルチバンド・・・(各バンドで得た得点の和)×(各バンドで得たマルチプライヤーの和)
- (2) シングルバンド・・・(そのバンドで得た得点の和)×(そのバンドで得たマルチプライヤーの和)

10、書類の提出

- (1) 電子ログ(e-mail)による提出を推奨します。電子ログは所定の様式(JARL Webを参照)で作成したデータをテキストメールとして提出先アドレスに送信してください。自作ログについてはJARL webにおける「電子ログ提出方法(解説)」を守ること。やむを得ず紙ログで提出する場合は、現JARL制定の「サマリーシート及びログシート(A4サイズ)」、もしくはこれと同書式のものを使用し、所定の事項を記入すること。
- (2) 紙ログの場合、ログシートは、各バンド毎に別々のログシートに記載すること。
- (3) マルチプライヤー欄には、交信した都府県・市市区・地域等のナンバーを記載すること。
- (4) 提出先・・・①電子ログ：hgtest@khn.co.jp(電子ログについての問い合わせは、hyogo@jarl.comへお願いします)
2部門参加の方は、2部門目のサマリーシートの提出者コールサインに-2を付加すること。
メールの件名にも提出者コールサインに-2を付加すること。-2以外は無効とする。
例、JN3TMW-2、JN3TMW-23
②紙ログ：〒651-1304 神戸市北区京地2丁目23-2 出田方
JARL兵庫県支部 オール兵庫コンテスト委員会 宛
- (5) 提出締切日・・・平成31(2019)年1月18日(金)(消印有効)

11、賞

書類提出局には、各部門の参加局数に応じて次の順位の局に賞状を贈る。

- (1) 9局以下の場合・・・第1位
 - (2) 10局以上の場合・・・第3位まで
- 奨励賞・・・兵庫県西、北部でコンテスト委員会が指定する市郡より運用し、10QSO以上を行った局の内から3局に粗品を進呈する。
赤穂郡、佐用郡、多可郡、揖保郡、美方郡、養父市、朝来市、宍粟市、加東市が該当します。

12、失格事項等

- (1) 次の事項は失格とする。
 - ①同一バンドにおいて、重複する交信(受信、及びマルチ)局数がログシートに記載されている交信(受信、及びマルチ)局数の2%を越えており、かつ、その重複する交信(受信、及びマルチ)局を得点(マルチ)としている場合。
 - ②ログシートに記載されている交信(受信)局のコールサイン等について審査の結果、明らかに虚偽の記載と認められた場合。
 - ③運用した場所(特に住所と運用地が異なる場合)が明確に記載されていない場合。
 - ④この規約に定める事項、電波法、及びその他の法令に違反した場合。
 - ⑤コンテスト委員会より必要な書類の提出を求められ、これを理由なく拒否したとき。
 - ⑥JARL兵庫県支部オール兵庫コンテスト委員会で失格と認めた場合。
- (2) JARL兵庫県支部ホームページで発表したコンテスト結果に対して2週間以内に異議の申立てを受け、裁定の結果失格となった局、及び12条1項②に該当する局は失格の日から3年間は兵庫県支部主催のコンテストに参加しても入賞を認めない。
- (3) 失格となった局は、コールサイン及び失格の理由をJARL兵庫県支部のホームページに発表する。
- (4) 重大な違反と認めるときは相当期間遡って入賞を取り消すことがある。

13、JARL兵庫県支部登録クラブ対抗

兵庫県内で運用されたJARL兵庫県支部登録クラブの構成員、及びそのクラブが開設する社団局から申告された得点をクラブごとに集計の上、順位を決定する。

14、受付状況、及び結果発表

平成31(2019)年1月下旬にログを提出した局名、平成31(2019)年2月中旬頃に結果の発表をJARL兵庫県支部のホームページで行う。なお、結果発表を郵送で希望する方は82円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

15、サマリーシートに記入されているコメントは、ホームページ等で公表する事があります。

16、提出された書類はホームページ、イベント会場等で提出者のコールサイン等を伏せて公開する事があります。

17、コンテストにおいて交信した際のQSLカードの交換は、過去に同一バンド・モードですでに交信し、QSLカードの交換がされている場合など必要なもの以外は発行を控えるなどQSLカード転送作業効率化への協力をお願いします。

18、変更点にご注意ください。

- ①電子ログによる書類提出が浸透してきたため、発展的にエコポイント制度を廃止。電子ログを推奨。②紙ログ提出先の変更。
- ③17項を追加 ④規約の改定がある時は支部のHP(www.jarl.com/hyogo)に掲載する。